

県税務関係の手続きについて

マイナンバー制度が始まりました。

平成28年1月1日より県税関係の申告・申請等について、
法人番号の記入が必要になりました。

マイナンバー制度とは

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。
法人には、国税庁から1法人につき1つの法人番号（13桁）が指定されます。

法人番号の活用例

- 行政機関において、法人番号で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や情報集約の作業が効率化。
- 行政機関での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続きにおける届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減。



マイナンバー制度導入に伴うお願い

マイナンバー制度の開始に伴い、国税及び地方税に関する法令の規定により、平成28年1月以降、公的機関に提出する申請等にマイナンバーの記入が必要となりました。

県税事務所へ提出する法人県民税・事業税関係の書類に関しても、平成28年1月1日以降、法人番号の記入欄が設けられた申告書等（各種申告書、法人設立等申告書、法人内容等異動申告書など）をご提出いただく際には、法人番号をご記入いただくようお願い致します。



- ☆各種申告書については、平成28年1月1日以後に開始する事業年度分からが対象です。
- ☆法人番号は公表される番号で、利用範囲に制限がないので、本人確認は行いません。

※法人県民税・法人事業税及び地方法人特別税に係る納付書には、これまでどおり県の管理する10桁の管理番号（これまで申告書や納付書で法人番号欄に記入していた番号）を記入してください。

【お問い合わせ】

奈良県税事務所 課税第二課 法人税係
〒630-8113 奈良市法蓮町757（奈良総合庁舎3階）
電話：0742-20-4535

記入例

第23号様式（第17条関係）

法人設立等申告書			
年 月 日	フリガナ 法 人 名	カブシキガイシャ サンカクサンカク 株式会社 △△	
奈良県 奈良 県税事務所長 殿	フリガナ 代表者氏名	マルマル マルマル 〇〇 〇〇	代表者 印
	法人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	
	この申告に 対応する者	氏名 () 電話 ()	
	送付・連発先 先	<input checked="" type="checkbox"/> 本店所在地 <input type="checkbox"/> 代表者住所 <input type="checkbox"/> その他	〒1,234-567 奈良市〇〇1丁目の2 電話8888(88)8888
申告理由	①設立 ②県外に本店のある法人の県内への本店の移設 ③県外に本店のある法人の県内への支店の新設		理由発生 年 月 日 平成28年〇月△日
奈良県税条例施行規則第17条第1項の規定により、法人設立等について申告します。			
本 店 の 事			

こちらに13桁の
法人番号を記入

第23号様式の2（第17条関係）

法人内容等異動申告書			
平成 年 月 日	フリガナ 法 人 名	カブシキガイシャ サンカクサンカク 株式会社 △△	
奈良県 奈良 県税事務所長 殿	本店所在地 (清算人住所)	郵便番号 〒1234-567 奈良市〇〇1丁目の2 電話番号 8888(88)8888	
	代表者氏名 (清算人氏名)	〇〇 〇〇	代表者 印
	法人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	
	事業年度	4月 1日 ~ 3月 31日	
	資本金の額 又は出資金の額	1,000,000円	
奈良県税条例施行規則第17条第2項の規定により、法人内容の異動事項について申告します。			
異動事項	異動前	異動後	異動・登記年月日
法 人 名			

こちらに13桁の
法人番号を記入

☆各様式は奈良県公式ホームページからダウンロードしていただけます。

【トップページ＞県の組織＞総務部＞税務課＞申請書ダウンロードサービス内「法人県民税・法人事業税関係届出・申告様式」(<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=14387#itemid30749>)】